

企業版ふるさと納税について

平成 28 年度税制改正において地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が創設されました。今回は企業版ふるさと納税制度についてのポイントをご説明します。

地方公共団体に対する寄附金は全額損金算入ですが、企業版ふるさと納税は、法人が地方公共団体の行う一定の地方創生事業に対し寄附をした場合に更に法人事業税、法人住民税の税額控除ができる制度です。

●適用要件

- ・青色申告法人であること
- ・平成 28 年 4 月 20 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に内閣府が認定した事業に対する寄附を行うこと
- ・1 回あたり 10 万円以上の寄附を行うこと

●注意事項

- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることの禁止(謝礼品は基本なし)
- ・寄附の払込は地方公共団体が実際に事業を実施し事業費が確定した後に行うこと
- ・法人本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・財政的に豊かな自治体(東京都や愛知県豊田市等)への寄附は対象外

●軽税効果

法人が地方公共団体に 100 万円寄附をした場合、現行制度では寄附金の約 3 割(約 30 万円)の税の軽減効果がありました。企業版ふるさと納税制度では、新たに寄附金の 3 割(30 万円)が税額控除され、これまでの 2 倍の約 60 万円の税の軽減効果があります。

税額控除限度額

控除対象	税額控除	上　限
① 法人事業税	寄附金の 10%	法人事業税の 20% (29.4 月以降 15%)
② 法人住民税	寄附金の 20%	法人住民税の 20%
③ 法人税	次のいずれか少ない金額 ・法人住民税で控除できなかった金額 ・寄附額の 10%	法人税額の 5%

※課税所得が少ないケースでは全ての税額控除が受けられない場合もあります。

●メリット…節税以外のメリットは法人の宣伝効果とイメージアップが期待できます。